

## 泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本業務は、「泉南市第2次健康増進計画・食育推進計画及び泉南市自殺対策計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、令和7年度を初年度とする「泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画」を一体的に策定するにあたり、豊富な経験と高い専門性を有する民間の事業者に支援業務を委託し、計画策定にかかる業務を円滑に遂行することを目的とする。

### 2. 業務の内容

#### (1) 業務名

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務

#### (2) 業務の内容

泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定支援業務委託仕様書（案）（別紙2）のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

#### (4) 提案上限額

9,906,000円（税込）

※業務にかかる契約は令和5年度から令和6年度までとする。

（債務負担行為）

### 3. プロポーザルに係る日程

- |               |      |           |       |           |
|---------------|------|-----------|-------|-----------|
| (1) 公募開始日     | 令和5年 | 9月        | 5日（火） | 午前9時から    |
| (2) 質問の受付期間   | 令和5年 | 9月        | 5日（火） | 午前9時から    |
|               | 令和5年 | 9月        | 8日（金） | 午後5時30分まで |
| (3) 質問の回答日    | 令和5年 | 9月13日（水）  |       | 午後5時30分まで |
| (4) 参加申込受付期間  | 令和5年 | 9月        | 5日（火） | 午前9時から    |
|               | 令和5年 | 9月15日（金）  |       | 午後5時30分まで |
| (5) 参加資格通知日   | 令和5年 | 9月21日（木）  |       |           |
| (6) 企画提案書受付期間 | 令和5年 | 9月21日（木）  |       | 午前9時から    |
|               | 令和5年 | 10月11日（水） |       | 午後5時30分まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和5年 | 10月16日（月） |       | を予定       |

- (8) 結果通知予定日 令和5年10月23日(月)を予定
- (9) 契約及び公表日 令和5年10月下旬を予定

#### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 令和5年度泉南市入札等参加資格者名簿に登録されていること。なお、泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 平成30年度以降に 地方公共団体から健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の策定業務を各1件以上受託し、完成した実績があること。(上記3計画の中の2計画又は3計画を一体的に策定した業務実績がある場合は、それぞれ当該計画の策定実績があるものとみなす)
- (3) 平成30年度以降に地方公共団体から福祉関連計画策定業務を受託し完成した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 泉南市暴力団排除条例(平成25年条例第18号)に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じており、プライバシーマークの付与認定を受けていること。

#### 5. 質疑について

質疑がある場合は期限までにメールで照会するものとする。期限までに提出された質疑を本市にてとりまとめ、泉南市ウェブサイトにて公開します。

- (1) 提出書類：様式3「質問書」
- (2) 提出方法：メールで提出すること。

その際、メールの件名は「【事業者名】泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画及び泉南市第2次自殺対策計画策定支援業務」とし、送信した際には必ずその旨を電話連絡すること。

提出先は以下のとおり。

泉南市健康子ども部 保健推進課【保健センター】

(担当：宮内・濱永)

E-mail hokencenter@city.sennan.lg.jp

- (3) 提出期限：令和5年9月 8日（金）午後5時30分まで
- (4) 回答日：令和5年9月13日（水）午後5時30分までに回答する。
- (5) 回答方法：質問者に対し、質問のあった内容一覧の回答書を電子メールにて送付する。あわせて市ウェブサイトにおいて公表する。（質問者の事業者名は公表しない。）
- (6) その他：電話での確認、提出期限を過ぎての質疑は一切受付しない。

## 6. 実施要領の配布及び参加申込等について

令和5年9月5日（火）午前9時から泉南市役所ウェブサイトで公表します。  
(印刷物での配布は行いません。)

<https://www.city.sennan.lg.jp/>

### (1) 提出書類

#### ・様式第1号「参加申込書」

※参加申込書に押印する印鑑は、本市の入札参加資格申請書に届出している印鑑を使用してください。

#### ・様式第2号「会社概要書」

※泉南市入札参加資格審査申請の際、返送された受領書記載の受付番号を記載すること。

#### ・様式第4号「同種業務実績書」

※健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画策定業務の実績を記載すること。

※本市もしくは大阪府内の実績があれば、優先的に記載すること。

※平成30年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む。ただし、現在進行中の業務は実施要領4参加資格（2）の実績には該当しない。）

※実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。

※関連会社の実績は含めないこと。

・ 様式第5号「福祉関連計画業務実績書」

※福祉関連計画とは、地域福祉計画、介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、障害者基本計画、障害福祉計画を指すこととする。

※本市もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。

※平成30年度から現在までの実績を記載すること。(現在進行中の業務も含む。ただし、現在進行中の業務は実施要領4参加資格(2)の実績には該当しない。)

※実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。

※関連会社の実績は含めないこと。

・ プライバシーマーク取得認定書(写し)

(2) 提出場所：〒590-0504

大阪府泉南市信達市場1584番1号

泉南市健康子ども部 保健推進課【保健センター】

(担当：宮内・濱永)

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

郵送(一般書留又は簡易書留に限る)の場合は、下記提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限：令和5年9月15日(金)午後5時30分まで

(5) 参加資格審査通知：令和5年9月21日(木)に参加者全員へ参加資格確認結果を文書及び電子メールで通知する。

(6) 参加資格を有さない場合の説明要求

参加資格が「無」との通知を受け取った参加申込者は、参加資格がないとされた理由について説明を求められることができる。その場合は令和5年9月26日(火)午後5時30分までに書面(様式は任意)を持参又は郵送により6(2)の提出場所へ提出すること。なお、郵送(一般書留又は簡易書留に限る)の場合は、令和5年9月26日(火)午後5時30分までに必着とすること。また、それに対する回答は令和5年9月28日(木)までに書面で回答する。

## 7. 企画提案書(審査資料)の提出等について

(1) 提出書類：提出書類は下記の①～⑥とする。

① 企画提案書…正本1部、副本6部

② 同種業務実績書（様式4）…7部

- ※ 健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の実績を記載すること。
- ※ 本市もしくは大阪府内の実績があれば、優先的に記載すること。
- ※ 平成30年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む。ただし、現在進行中の業務は実施要領4参加資格（2）の実績には該当しない。）
- ※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。
- ※ 関連会社の実績は含めないこと。

③ 福祉関連計画業務実績書（様式5）…7部

- ※ 福祉関連計画とは、地域福祉計画、介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、障害者基本計画、障害福祉計画を指すこととする。
- ※ 本市もしくは大阪府内の実績を優先的に記載すること。
- ※ 平成30年度から現在までの実績を記載すること。（現在進行中の業務も含む。ただし、現在進行中の業務は実施要領4参加資格（2）の実績には該当しない。）
- ※ 実績を証明する書類は契約書の写し等を想定。
- ※ 関連会社の実績は含めないこと。

④ 業務実施体制調書（様式6）…7部

⑤ 見積書（様式任意）…7部

- ※ 予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

⑥ プライバシーマーク取得認定書（写し）…7部

(6) 提出場所：「6. 参加申込について」(2)と同様

(7) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。

郵送の場合（一般書留又は簡易書留に限る）は、下記提出期限までに必着とする。

(8) 提出期限：令和5年10月11日（水）午後5時30分まで

## 8. 企画提案書の作成について

- (1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。
- (2) 頁数の制限はしないが、別紙仕様書に基づいた記載とすること。

## 9. プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。また、⑪から⑮のいずれかの事項に該当した場合は入札に準じて指名停止の措置を講じることとします。なお、業者選定後においても該当する場合は選定を取り消すものとします。

- ①提出期限を過ぎて必要書類が提出された場合
- ②提案上限額を超えた見積額での提案
- ③仕様書等配布書類及び本要領の要件を満たさない提案
- ④法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案
- ⑤見積書の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査を欠席した場合
- ⑦実施要領に違反すると認められる場合
- ⑧提案者に不正行為があったと認める場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合
- ⑩参加者資格に該当しないと認められた場合
- ⑪プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑫他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑬事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑭提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑮その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為を行うこと。

### (2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法・維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

### (3) 複数提案の禁止

企画提案者は、複数の提案書の提出はできません。

### (4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めません。

### (5) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

### (6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する必要経費等は全て参加者の負担とします。

(7) 参加辞退

参加申込書提出後、辞退する応募者については、令和5年10月11日（水）までに辞退届（様式第7号）を提出してください。

(8) その他

提出された企画提案書等は、泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となります。

## 10. 審査、選定方法及び結果通知について

### (1) 審査方法

提出書類は、本市において、別紙3「プロポーザル評価要領」に記載の評価項目に基づいて、提出書類①～⑦による書類審査とプレゼンテーションで総合的に評価し、優秀であると認められた者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、以下のとおり実施する。なお、プレゼンテーションの開始時間及び実施場所は、企画提案書受付期間終了後に、企画提案書を提出した事業者それぞれに連絡する。

- ・実施予定日：令和5年10月16日（月）
- ・プレゼンテーションの参加人数は3人以内とする。
- ・プレゼンテーション時間：1事業者あたり、説明20分、質疑応答20分（合計40分）
- ・プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとし、評価項目に沿って説明すること。
- ・プレゼンテーションは参加事業者が1者の場合でも行う。

### (3) 優先交渉権者の選定方法

- ・提出された企画提案書を基にプレゼンテーション等を通して、審査基準に基づき、泉南市第3次健康増進計画・第2次食育推進計画・第2次自殺対策計画策定支援業務 公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適な者を優先交渉権者として選定する。
- ・委員会の審議は非公開とする。
- ・優先交渉権者は選定委員会委員（以下「選定委員」という。）全員の合計点数の最高得点者とするが、最低基準点を満たしていない場合は優先交渉権者として

選定しない。

- ・最低基準点は60点（満点の6割）×参加委員人数とする。
- ・全ての提案者の企画提案内容が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- ・最高得点者が2者以上いる場合、提案金額の安価な順で順位をつける。
- ・優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった企画提案者のうち、選定委員全員の合計得点が上位であった者から順に、委託契約についての交渉を行うものとする。
- ・企画提案者が1者の場合、当該提案が最低基準点以上であれば優先交渉権者として決定することができる。

(4) 審査結果の通知

- ・審査の結果は、令和5年10月23日（月）に可否に関わらず全ての提案者に文書及び電子メールにて通知する。

(5) 非選定理由の説明要求

- ・優先交渉権者として選定されなかった企画提案者は、非選定の理由について説明を求めることができる。
- ・その場合は令和5年10月30日（月）午後5時30分までに書面（様式は任意）を持参又は郵送により6(2)の提出場所へ提出すること。なお、郵送（一般書留又は簡易書留に限る）の場合は、令和5年10月30日（月）午後5時30分までに必着とすること。また、それに対する回答は令和5年11月2日（木）までに書面で回答する。

## 11. 契約

(1) 契約締結日 令和5年10月下旬（予定）

(2) 契約の締結

選定した優先交渉権者と市が協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で、契約を締結します。なお、採用になった案について、市との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結することもあります。又、下記のいずれかに該当し優先交渉権者と契約が締結できない場合は、審査結果において、評価点が次に高い提案者と協議を行います。

- ①最優秀提案者が審査後、本要領【4. 参加者資格】の要件を満たすことができなくなったとき。
- ②最優秀提案者と仕様の詳細について協議が整わない等契約交渉が成立しないとき。



③最優秀提案者が本契約の締結を辞退したとき。

(3) 著作権等

選定された事業の企画提案及び委託事業の実施による成果物の著作権を含む全ての知的財産は、原則として泉南市に帰属します。

(4) 委託料の支払い

本業務に係る費用については、業務完了後、令和5年度及び令和6年度の業務完了後、令和6年度に一括して支払うものとします。なお、仕様書のとおりに行き届かない場合や不正等が明らかになった場合の委託料の返還については、契約代金の支払い後であっても同様とします。

(5) 契約保証金

優先交渉権者は本市との契約の締結日までに契約金額の10/100に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。なお、納付された契約保証金は契約履行後に全額還付します。また、契約保証金の免除に関して泉南市財務規則第127条各号に該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除することができます。

## 12. 契約に関する留意事項

(1) 損害賠償

本業務の遂行中に、受託者が市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告し、市の指示に従うものとします。また損害賠償の責任は受託者が負うものとします。

(2) 事故

本業務の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の状況を市に報告しなければなりません。

## 13. その他

### その他の留意事項

(1) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。

(2) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

(3) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

参考. 様式等について

様式第1号 参加申込書  
様式第2号 会社概要書  
様式第3号 質問書  
様式第4号 同種業務実績書  
様式第5号 福祉関連計画業務実績書  
様式第6号 業務実施体制調書  
様式第7号 辞退届  
別紙2 仕様書  
別紙3 プロポーザル評価要領  
任意様式 見積書